

政権圧力 テレビ萎縮

表題と写真は中日新聞 4 月 16 日「核心」である。リードから。テレビ朝日の「報道ステーション」の生放送中に、元経済産業省官僚の古賀茂明氏が自分の「降板」をめぐって政権からの圧力を訴えた騒動。自民党は 17 日、報道番組で「やらせ」などが指摘された NHK と併せ、両局の関係者を呼んで事情を聴く。菅義偉官房長官はテレ朝の騒動で「放送法という法律がある」と言及。放送事業者には国の許認可が必要で、放送法は編集に関する規定を定めている。局側は表向きは「圧力」を否定するが、現場には微妙な緊張が広がっている。



3 月 27 日の「古賀の乱」以降、テレビ界を揺るがす問題となる。これについては、毎日 4 月 9 日夕刊「特集ワイド」で詳しくテレビ界の姿をレポートしている。その後、政権与党の自民党がテレ朝などの幹部を呼び出し、番組内容について説明を求める事態になった。中日 16 日社説は「権力と放送法」と題し「統治の具と成す不見識」と厳しく批判する。朝日も 17 日「介入は許されない」と題した社説で、このところの自民党の振る舞いは見識を欠くと言わざるを得ないと、次のように述べる。

自民党は、昨年の衆院選に際して NHK と民放キー局に「公平中立」を求める「お願い」の文書を送った。報ステに対しては、アベノミクスを取り上げた報道を問題視し「公平中立」を要請する文書も出していた。TBS のニュース 23 に出演した安倍首相が、テレビ局が「街の声」を「選んでいる」などと発言したこともあった。あの手この手で放送に対する政治的な「介入」を強めようとする。そう見られても仕方がない行為は、厳に慎むべきだ。

戦後間もない 1950 年に制定された放送法第 1 条は、「この法律は、次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする」としている。その 2 番目に「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」を求めている。戦時中の教訓に学んだものだが、どうも政府与党は法律をはき違えているようだ。去年は朝日新聞、そして今年にはテレビへとマスコミへの締め付けが強まっている。油断ならない。

(2015 年 4 月 24 日)